

選定方法見直し後の基準別該当湿地案(国際基準1)

基準1の内容	各湿地タイプ選定時の手順	該当湿地案
適当な生物地理区内に、自然のまたは自然度が高い湿地タイプの代表的、希少または固有な例を含む湿地 ※陸域についてはUdvardyの生物地理区分(5区分)、海域については「世界の海洋エコリージョン(MEOW)」の生物地理区分(8区分)を用いて、生物地理区分を代表する湿地タイプを選定する(瀬戸内海及び有明海の特異性に留意する)。 ※ただし、各生物地理区分内に分布が限られている(＝希少)又は唯一分布する(＝固有)湿地タイプがある場合には、面積基準によらずに選定する。	<湿原> ○原則として、重要湿地500の「湿地タイプ」に「湿原」、「雪田草原」、「湧水湿地」が含まれること。 ○一定以上の規模とまとまりを有していること。(第5回自然環境保全基礎調査、湿地調査において、原則として200ha以上(北海道)または100ha(北海道以外)以上であり、単一で一定程度のまとまりを有していること。) ○選定理由が重要湿地500の選定基準②(希少種等の生育生息)又は選定基準④(渡り鳥)のみでないこと。 ※泥炭地の形成史等に留意する。 ※高層湿原、低層湿原、中間湿原のバランスに留意する。	<混交林(日本・満州)> ・猿払原野(ボロ沼、カムイト沼、猿骨沼、浅茅野湿原、モケウニ沼、猿払川など) <北海道>＊ ・茨散沼湿原、兼金沼・西別川湿原 <北海道> ・根室湿原群(根室半島湿原、ホロニタイ・フレシマ湿原、タンネ沼・オンネ沼、南部沼、長節沼、落石岬湿原、落石西湿原、落石湿原、ヒキウス沼、沖根辺沼) <北海道>＊ ・十勝海岸湖沼群(十勝川河口湿原、長節沼、湧洞沼、キモントウ、生花苗沼、当縁湿原、ホロカヤントウ沼など) <北海道> ・大雪山系トムラウシ山周辺湿原群(高根ヶ原、忠別沼、五色ヶ原、沼ノ原、ヒサゴ沼、銀杏が原湿原、トムラウシ南麓湿原など) <北海道> ＊ 日本では数少ない気候性泥炭地 <夏緑樹林(東アジア)> ・屏風山湿原池沼群(平滝沼・ベンセ沼湿原、コケヤチ湿原など) <青森県> ・八甲田山湿原群(田代平湿原、睡蓮沼周辺、八甲田山高層湿原・雪田草原、黄瀬沼周辺、鳶沼周辺) <青森県> ・八幡平周辺湿原群(赤川源流域湿原、八幡平湿原、八幡沼、黒谷地、夜沼、蒸ノ湯大谷地、長沼、大沼、大場谷地、熊谷地、前谷地など) <岩手県、秋田県> ・鳥海山湿原群(竜ヶ原湿原、稲倉岳北面雪田、鳥海山雪田群、御浜瀧子森雪田群、千畳ヶ原、荒神岳北面、心字雪田群、飯ヶ森湿原、河原宿湿原、大清水湿原など) <秋田県、山形県> <常緑樹林(日本)> ・苗場山周辺湿原(苗場山湿原、小松原湿原など) <新潟県、長野県> ・渡良瀬遊水地 <栃木県、群馬県、埼玉県> ・立山周辺湿原群(弥陀ヶ原湿原、五色ヶ原、大日平湿原など) <富山県>
	<河川> ○原則として、重要湿地500の「湿地タイプ」に「河川」が含まれること。 ○河川が主な選定対象であること。 ○一定以上の規模を有していること(原則として長さ5km以上)。 ○高い自然性を有していること ○選定理由が重要湿地500の選定基準②(希少種等の生育生息)又は選定基準④(渡り鳥)のみでないこと。	<混交林(日本・満州)> ・知床半島サケ・カラフトマス遡上河川 <北海道> <琉球諸島> ・仲間川 <沖縄県> ・浦内川 <沖縄県>
	<湖沼> ○原則として、重要湿地500の「湿地タイプ」に「湖沼」、「潟湖(潟湖干潟を除く)」が含まれること。 ○一定以上の規模を有していること(原則として500ha以上)。 ○選定理由が重要湿地500の選定基準②(希少種等の生育生息)又は選定基準④(渡り鳥)のみでないこと。 ○人工護岸が少ないなど、高い自然性を有していること ※地域バランスに留意する。	<混交林(日本・満州)> ・サロマ湖 <北海道> ・能取湖 <北海道> ・網走湖 <北海道> <夏緑樹林(東アジア)> ・小川原湖湖沼群(尾駁沼、鷹架沼、市柳沼、田面木沼、高瀬川、小川原湖など) <青森県> <常緑樹林(日本)> ・浜名湖 <静岡県>
	<地下水系(カルスト地形)・湧水地> ○原則として、重要湿地500の「湿地タイプ」に「地下水系」、「湧水地」、「湧水」が含まれること。 ○選定理由が重要湿地500の選定基準②(希少種等の生育生息)のみでないこと。 ○各生物地理区分で最大規模を有すること。	－
	<塩性湿地> ○原則として、重要湿地500の「湿地タイプ」に「塩性湿地(河口域以外)」が含まれること。 ○一定以上の規模を有していること。 ○選定理由が重要湿地500の選定基準②(希少種等の生育生息)又は選定基準④(渡り鳥)のみでないこと。	<混交林(日本・満州)> ・サロマ湖 <北海道> ・能取湖<北海道>
	<マングローブ湿地> ○原則として、重要湿地500の「生物群」に「マングローブ林」が含まれること。 ○一定以上の規模を有していること。(第5回自然環境保全基礎調査、海辺調査において原則として100ha以上) ○選定理由が重要湿地500の選定基準②(希少種等の生育生息)又は選定基準④(渡り鳥)のみでないこと。	<中央黒潮> ・種子島のマングローブ林(湊川、大浦川) <鹿児島県> <南黒潮> ・仲間川 <沖縄県> ・船浦湾と流入河川 <沖縄県> ・浦内川 <沖縄県>
	<河口域> ○原則として、重要湿地500の「湿地タイプ」に「河口干潟」又は「塩性湿地(河口域)」が含まれること。 ○一定以上の規模を有していること。 ○選定理由が重要湿地500の選定基準②(希少種等の生育生息)又は選定基準④(渡り鳥)のみでないこと。	<北東本州> ・北上川(河口域)・長面浦 <宮城県> <中央黒潮> ・小櫃川河口・盤州干潟<千葉県> ・伊勢湾(雲出川・櫛田川・祓川・愛宕川・金剛川の各河口) <愛知県、三重県> ・厚東川・厚狭川の河口 <山口県> ＊瀬戸内海 ・秋穂湾～山口湾(櫛野川河口)<山口県> ＊瀬戸内海 ・有明海(筑後川河口～矢部川河口) <福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県>
	<干潟> ○原則として、重要湿地500の「湿地タイプ」に「干潟」、「潟湖干潟」、「前浜干潟」、「入江干潟」等が含まれるか、第7回自然環境保全基礎調査(干潟調査)の対象干潟157カ所又は「日本における干潟海岸とそこに生息する底生生物の現状」の「干潟をもつ各地域の現状」の対象干潟に含まれていること。 ○一定以上の規模を有していること(第4回自然環境保全基礎調査、干潟調査で原則として10ha以上)。 ○選定理由が重要湿地500の選定基準②(希少種等の生育生息)又は選定基準④(渡り鳥)のみでないか、選定基準②・④以外の条件に合致することが第7回自然環境保全基礎調査(干潟調査)又は「日本における干潟海岸とそこに生息する底生生物の現状」で認められること。	<オホーツク海> ・サロマ湖 <北海道> <親潮> ・根室湾干潟 <北海道> <北東本州> ・陸奥湾(小湊浅所海岸) <青森県> ・松川浦 <福島県> <日本海> ・油谷湾 <山口県> <中央黒潮> ・三河湾(汐川干潟) <愛知県> ・中津海岸・宇佐海岸<大分県> ＊瀬戸内海 ・有明海(筑後川河口～矢部川河口、東与賀海岸、六角川河口～塩田川河口、鹿島海岸、田古里川河口、諫早湾、荒尾海岸)および筑後川(感潮域) <福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県> <東シナ海> ・福岡湾(和白干潟・今津干潟) <福岡県> <南黒潮> ・屋我地(羽地内海を含む) <沖縄県> ・中城湾 <沖縄県>
	<藻場> ○原則として、重要湿地500の「生物群」に「海草」または「海藻」が含まれること。 ○一定以上の規模を有していること ○選定理由が重要湿地500の選定基準②(希少種等の生育生息)のみでないこと。	<オホーツク海> ・サロマ湖 <北海道> <親潮> ・知床半島東部沿岸 <北海道> ・厚岸湾 <北海道> <北東本州> ・下北半島大間崎周辺沿岸 <青森県> ・仙台湾および仙台海浜(仙台湾・松島湾) <宮城県> <日本海> ・男鹿半島沿岸 <秋田県> ・七尾湾 <石川県> <中央黒潮> ・伊豆半島西部沿岸 <静岡県> ・志摩半島南部沿岸(大王町～南島) <三重県> ・味野湾・玉野湾(倉敷市児島港沖)<岡山県> ＊瀬戸内海 ・天草灘通詞島周辺沿岸<熊本県> <東シナ海> ・筑前大島・地ノ島周辺沿岸 <福岡県> <南黒潮> ・与那覇湾およびその周辺 <沖縄県> ・名蔵湾<沖縄県>
	<サンゴ礁> ○原則として、重要湿地500の「生物群」に「サンゴ」が含まれること。 ○一定以上の規模を有していること。(第4回自然環境保全基礎調査、サンゴ礁調査において、当該湿地付近のサンゴ礁面積が原則として50ha以上) ○選定理由が重要湿地500の選定基準②(希少種等の生育生息)のみでないこと。 ※非サンゴ礁域及びサンゴ礁域において代表的なサンゴ礁を選定(面積及び被度で評価)	<小笠原諸島> ・小笠原諸島周辺の砂浜海岸および周辺浅海域 <東京都> <中央黒潮> ・天草牛深(片島、大島、桑島)周辺沿岸 <熊本県> <南黒潮> ・八重干瀬 <沖縄県> ・石西礁湖 <沖縄県>